



まずはここから!!
中国著作権編

- ◆ 著作権登録の活用
- ◆ 著作権登録手続
- ◆ 著作権登録手続に必要な費用
- ◆ フォント等の著作権侵害への対応

著作権登録の活用

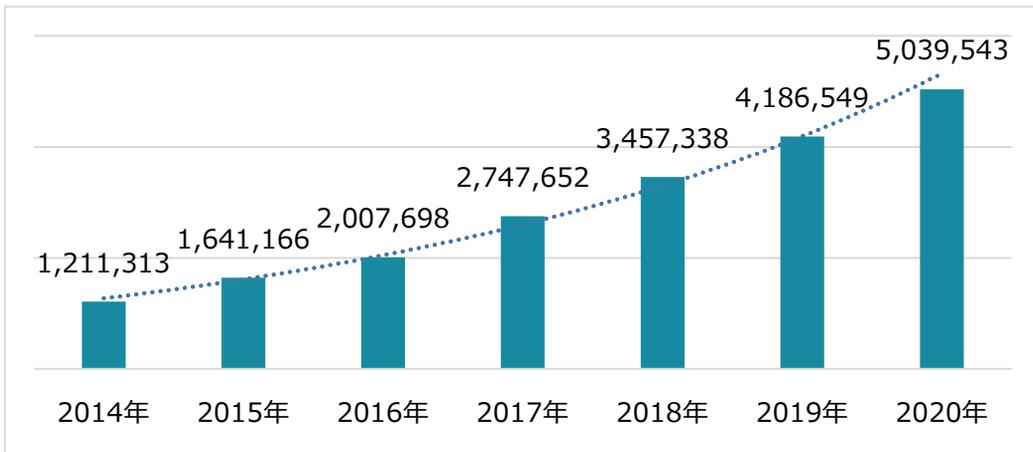
▶ なぜ中国で著作権登録が必要か

特許権や商標権といった知的財産権は、基本的には、国家機関に出願手続きを行い、所定の登録要件を満たしている場合に登録され、権利が発生します。これに対して、著作権は、著作物の創作と同時に権利が発生するものであり、本来は、著作権の存在を登録する必要はありません（無方式主義）。

しかし、権利の存在を公示する制度がなければ、権利の帰属を客観的に証明することができず、取引の安全を害することになります。このため、日本や中国では、著作権の登録制度が存在しますが、日本では著作権の登録制度があまり利用されていないのに対し、中国では、下のグラフに示すように、毎年膨大な数の著作権が登録されており、しかも、年々その数は増加しています。

中国における著作権登録件数（2014～2020年）

（単位：件）



出所：中国国家著作権局の統計データをもとに、IP FORWARD整理

その理由は、著作権登録が、中国では、実務上、著作権帰属の初歩的な証拠として利用されているからです。中国訴訟では、一般に、証拠能力の判断や、証拠に基づく事実認定が厳しく行われる傾向にありますが、方式主義の下、権利の存在が必ず公示される特許権等と異なり、著作権侵害を理由に民事訴訟の提起などの権利行使を行う場合、自らが著作権者であることを証明することも困難です。この立証負担の軽減のために、著作権登録が活用されているのです。



なお、著作権登録の手続きでは、独創性は審査されないため、当該著作物に著作権が発生していることまでは当然に認められるわけではありません。



著作権登録証

▶ 日本企業が著作権登録を行うべきもう1つの理由

中国では、権利者と無関係の第三者による冒認商標出願の被害が多く発生していますが、キャラクタ図形やパッケージデザイン等の著作物について冒認された場合、それよりも先に著作権登録をしておけば、著作権登録を根拠として、冒認権利を登録取消または無効化できる可能性が高くなるのです。

例えば、以下のような、キャラクタ等の図形にかかる商標出願に対し、著作権者が著作権登録証をはじめとする証拠を提出して異議申立てを行った結果、先行著作権の存在を理由に、当該商標出願は却下されています。

中国企業A社は、2017年12月26日に、以下の第 28327553 号「図形」商標を出願しました。これに対し、株式会社フレーベル館は、先行著作権侵害を理由に異議申立てを行い、その際、著作権登録証書を含む先行著作権の証拠を官庁に提出しました。

中国国家知識産権局は、「(2020)商標異字第 0000013591 号商標出願却下決定書」において、「異議申立人は、被異議商標がその先行著作権を侵害すると主張し、アンパンマン図形の中国の美術作品登録証書（登録番号：国作登字-2018-F-00421004、国作登字-2018-F-00421005）及びかかる図形の関連宣伝、販売の証拠を提出した。…上記証拠は、異議申立人の先行著作権を証明しており、被異議商標はその独創性を有する作品の剽窃・模倣に該当し、異議申立人の先行著作権の侵害となる」と述べ、被異議商標の出願を却下しました。

第28327553号商標



先行著作権



個人Xは、2018年1月24日に、以下の第 28881354号「図形」商標を出願しました。これに対し、大正製薬株式会社は、先行著作権侵害を理由に異議申立てを行い、その際、著作権登録証書を含む先行著作権の証拠を官庁に提出しました。

中国国家知識産権局は、「(2020)商標異字第 0000018325 号商標出願却下決定書」において、「異議申立人は、被異議商標がその先行著作権を侵害すると主張し、RIUP のパッケージ図の中国の美術作品登録証書（国作登字-2019-F-00700072 号）などの証拠を提出した。…上記証拠は、異議申立人の先行著作権を証明しており、被異議商標は、デザインスタイル、主な要素、視覚効果において、異議申立人の図形とほぼ同じであり、単なる偶然とは言い難く、その登録出願は独創性を有する作品に対する剽窃・模倣に該当し、異議申立人の先行登録権を侵害する行為に該当する。」と述べ、被異議商標の出願を却下しました。

第 28881354号商標



先行著作権



著作権登録手続

▶ 何を登録すべきか

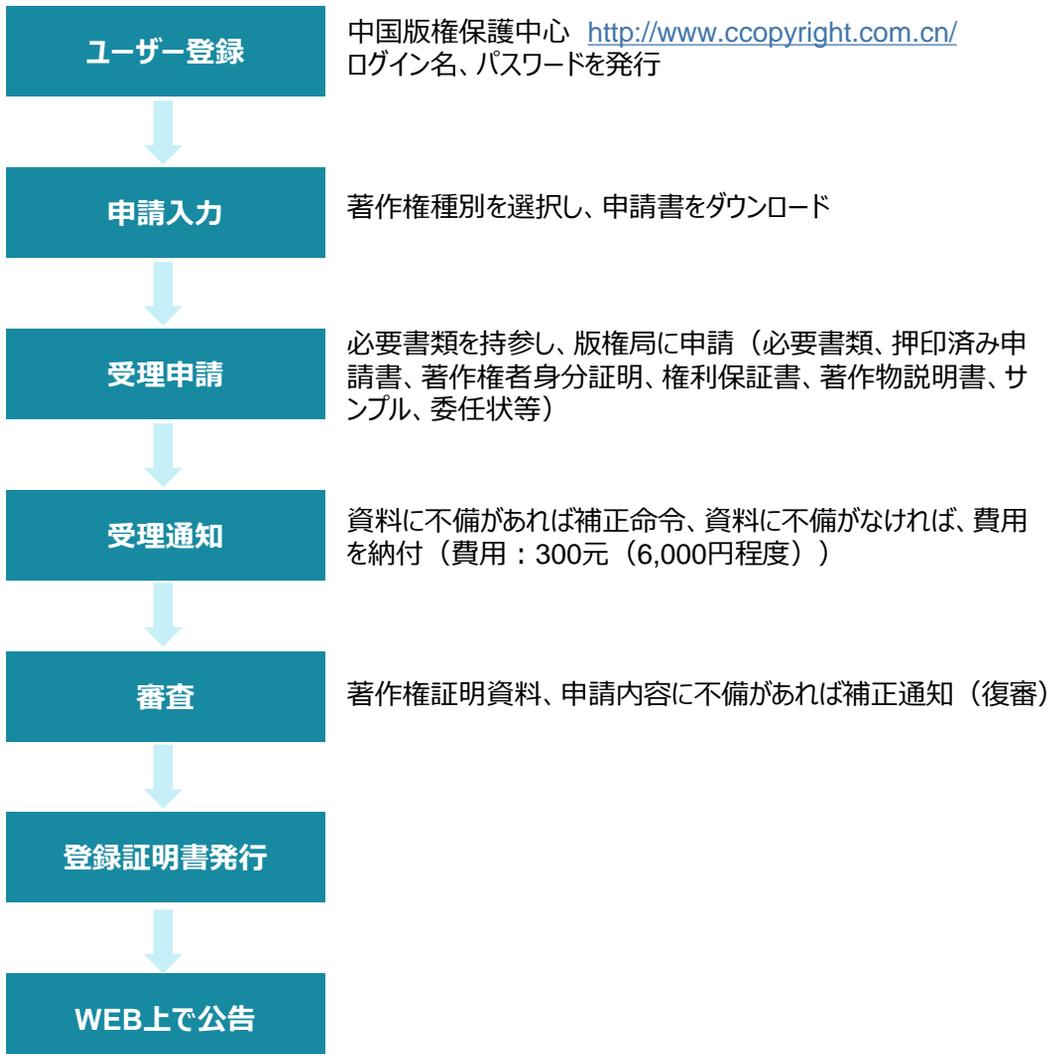
「著作物」というと、芸術性の高い創作物をイメージするかもしれませんが、これに限らず、キャラクタ図形やロゴマークなどの比較的シンプルなデザインや、製品パッケージ、ラベル等、工業的にデザインされたものであっても、著作権登録の対象となり得ます。製品パッケージについては、一般的に、意匠権等の権利での保護が難しいと思われるため、模倣品対策の観点からは、積極的に著作権登録の活用を検討しても良いでしょう。

また、コンピュータソフトウェアについても、著作権登録が可能です。

▶ 著作権登録手続の流れ

著作権登録手続の流れは以下のとおりです。申請から登録までの商用期間は、3カ月程度であり、追加料金を支払うことで、最短で1～2週間程度に短縮することも可能です。

著作権登録手続の流れ



著作権登録手続に必要な費用

登録に必要な費用は、以下のとおりです（代理人費用は目安）。

対応項目	官庁手数料（人民元） 1登録	代理人手数料（人民元） 1登録
ソフトウェア著作物の登録	0	5,000～
美術著作物の登録	300	3,000～
動画著作物の登録	200～2,000	3,000～
文字著作物の登録	100～300	3,000～
音楽著作物の登録	200～300	3,000～
特急対応の追加費用	1,000～8,000	1,000～

なお、著作物の種類や作者、創作時期等が同一の場合、複数の著作物を、シリーズ作品として1件にまとめて登録することができ、この場合、著作物2点目以降の官庁手数料は、100元（美術著作物）、50～400元（動画著作物）、100元（文字著作物、音楽著作物）となります。

フォント等の著作権侵害への対応

▶ 中国企業によるフォント等著作権行使の実態

近年、日系企業が、中国企業から、文字フォントや写真をはじめとする画像の著作権侵害を理由に警告を受けるなどして、ライセンス料の支払いを余儀なくされる事例が発生しています。フォントの著作物性については、議論の余地がありますが、こうした中国企業は、写真やフォントのライセンスを事業としている場合もあり、対応に手慣れています。ライセンス料の支払いを拒むと訴訟に持ち込まれ、実際に、損害賠償を命じられてしまう例も少なくありません。

▶ 対策

中国で頒布するカタログ、パンフレットや、オンライン広告、製品パッケージなどは、上述のようなフォントライセンス事業者などの目につきやすく、写真や文字フォントなどの使用には十分注意する必要があります。具体的には、安易にネット上の写真やフォントをそのまま使用することは避け、文字フォントならば、予め、フォント著作権のライセンス取得の必要性も確認するのが望ましいでしょう。なお、こうした広告物等の制作は、広告代理店に依頼することもあると思われますが、この場合、図形や文字フォントのライセンス取得などの権利処理や、第三者から権利主張された場合に、代理店側の費用をもって解決すべき旨、契約で規定することも考えるべきでしょう。



無用なトラブルに巻き込まれないように、
中国特有の状況にも注意が必要です。

中小企業等外国出願支援事業

中小企業等の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、国内出願（特許、実用新案、意匠、商標）と同内容の外国出願にかかる費用の半額を助成します。

[詳細リンク] https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html



冒認商標無効・取消係争支援事業

海外で現地企業に不当な方法及び不当な意図で商標権を出願又は権利化された中小企業者等に対し、相手方の出願又は権利を取り消すため自ら提起する係争活動に係る経費の2/3（上限額：500万円）を助成します。

[詳細リンク] https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html



模倣品対策事業

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対して、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の現地調査を手配するとともに、その調査及び一部の権利行使等にかかった経費の2/3（上限額：400万円）を支援します。

[詳細リンク] https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html



海外における営業秘密漏えい対策支援事業

利用企業1社あたり中国については17時間を上限として、「専門家による管理職向けコンサルテーション」と「専門家による管理職・社員向け研修」の2種類のサービスを提供します。

[詳細リンク] https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html



JETRO

発行：日本貿易振興機構(JETRO) 北京事務所

作成協力：上海擁智商務諮詢有限公司(IP FORWARD China)

◆お問い合わせ先

日本貿易振興機構（JETRO）北京事務所 知的財産権部
TEL +86-10-6528-2781
E-Mail PCB-IP@jetro.go.jp

[中国知財HP] <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>



[中国知財HP]

※本資料の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、ここで提供している情報は、2021年3月の調査時点で入手・判明し得た限りのものであり、本資料で提供した情報などの正確性について日本貿易振興機構及び上海擁智商務諮詢有限公司が保証するものではないことを予めご了承下さい。